

令和8年度「県民参加の地域づくり事業」
傷害保険及び対人・対物賠償責任保険 仕様書

1 契約者

- 長崎県施設管理者 長崎県知事

2 保険契約の対象となる本事業の概要

県では、県管理の河川、海岸、道路、港湾、漁港、都市公園、砂防施設において自発的に清掃・美化活動に取り組むボランティア団体を県で登録して市町とともにその活動を支援している。県では登録した団体への支援として、活動時の傷害保険の一括加入と費用負担をしている。

3 保険金補償内容

- 死亡保険金 5,000,000 円
(事故後 180 日以内の死亡で、事故が原因である場合が対象)
- 後遺障害保険金 150,000 円～5,000,000 円
- 入院保険金 5,000 円
(事故後 180 日以内で、通算 180 日以内を保障)
- 通院保険金 2,000 円
(事故後 180 日以内で、通算 90 日以内を保障)
- 対人保険金 30,000,000 円
(1 事故 50,000,000 円まで)
- 対物保険金 10,000,000 円

4 保険対象者等

- 「県民参加の地域づくり事業」活動時の登録団体構成員及び登録団体と共同作業をする協力者全員を対象とする。
(活動参加予定者は、41,000 人で算出すること。参加者数の増減により、契約変更を行う。1 回の活動時間は 4 時間)
- 活動参加者名簿等
 - ・活動前での活動参加予定者名簿の事前報告は行わない。(活動は土曜、日曜に集中し把握困難、団体数参加者の変更等が生じるため)
 - ・活動団体は、活動前に活動計画を県地方機関に通知する。
 - ・活動参加団体の活動報告は、次月に県河川課から保険会社に報告。

5 契約方法、契約金の支払い方法等

- 契約予定日 令和8年3月25日
- 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 契約方式 準記名式 年間包括契約（毎月報告・一括精算方式）
（活動前に事前の活動参加者名簿の提出は求めない）
- 契約金の支払い方法
契約後、請求書にて請求し、令和8年4月末日（予定）までに契約金を一括して支払う。
- 契約変更契約 期間内での活動参加者数が、契約対象人数41,000人から増減した場合、契約保険会社からの申し出により、次の方式で契約変更を行う。

*参加人数が41,000人を下回った場合

$$\begin{aligned} & \text{当初契約額} - (\text{当初契約額} \div 41,000 \text{人}) \times (41,000 \text{人} - \text{実績参加人数}) \\ & = \text{変更後契約額} \end{aligned}$$

*参加人数が41,000人を上回った場合

$$\begin{aligned} & \text{当初契約額} + (\text{当初契約額} \div 41,000 \text{人}) \times (\text{実績参加人数} - 41,000 \text{人}) \\ & = \text{変更後契約額} \end{aligned}$$

6 事故発生時の対応等

- ① 事故発生
- ② 登録団体が、事故状況・事故者等を所定の様式にて、県地方機関に報告
- ③ 県地方機関は、県河川課を經由し契約保険会社に事故報告
- ④ 保険会社担当者は、事故者から事故の確認等を行い、補償保険金協議
- ⑤ 保険会社は、補償内容確定後に県河川課に補償内容を報告

7 その他（事業概要等）

- 本事業の特性
 - (1) 事業対象施設
長崎県内全域の県管理河川、海岸、道路、港湾、漁港、都市公園、砂防施設
 - (2) 登録団体数（令和7年12月31日現在）
1,128団体 構成員：57,058人
活動参加予定者数41,000人
 - (3) 登録団体の概要、活動報告等
登録時申請には、活動区域、構成員、団体の概要の記載が必要。
 - (4) 活動報告等
活動報告は、活動団体が活動のつど、県関係機関等に報告を行い、本庁河川課で集約し、毎月保険会社に報告する。
 - (5) 活動団体
NPO、自治会、老人会、婦人会、子供会、小中高等学校、企業など長崎県全域で活動。